

保護者の皆様

箕面市教育委員会
箕面市立第五中学校

本市において児童生徒及び教職員に陽性者が確認された場合の基本的な対応について

平素は、本校の教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、令和4年4月から令和4年1月28日付で配布いたしました「本市において児童生徒及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」の内容に則して対応して参ります。

健康観察については、引き続き毎日実施し、「健康観察カード」をお子様に持参させてください。ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【 児童生徒に陽性等が発生した場合に備えてのお願い 】

児童生徒に感染が確認された場合、本校では、下記のとおり対応しますので、保護者の皆様におかれましては、陽性が疑われる事例が発生した場合やPCR検査等の受検が必要となった場合は、速やかに学校へご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※PCR検査等とは、PCR検査他、抗原検査等をさす。

【 児童生徒に陽性等が確認された等の当該児童生徒の対応 】

《陽性》の場合	《濃厚接触者》に該当する場合※	《同居の家族に陽性者》がいる場合	《同居の家族に濃厚接触者》がいる場合	《家族がPCR検査を受ける》場合
・ 治癒するまで「 出席停止 」 ・ 陽性者が無症状の場合は、検体採取日から 7日間を経過するまで「出席停止」 ※状況に応じて、オンライン授業を受けることができます。	陽性者と最後に濃厚接触をした日の翌日から、 7日間 の「 出席停止 」 ※PCR検査の結果が陰性でも「出席停止」となります。 ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。	・ 陽性者と最後に濃厚接触をした日の翌日から、 7日間 の「 出席停止 」 ※原則としてオンライン授業を実施します。	・ 「 濃厚接触者 」の方の陰性が明らかになるまでは登校を控えて下さい。 ・ 「 濃厚接触者 」が受検できない場合は、「 濃厚接触者 」の自宅待機期間が完了するまでは登校を控えて下さい。 ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。	PCR検査結果が明らかになるまで、登校を控えて下さい。 ※原則としてオンライン授業を実施します。 ※できる限り、外出は自粛して下さい。

※「濃厚接触者」は、保健所に特定された方、または別紙「濃厚接触者（濃厚接触の可能

性のある方を含む)の方へ」に記載されている濃厚接触者に該当する方。

※濃厚接触者の待機期間「7日間」ですが、「10日間」を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただきますようお願いいたします(令和4年1月28日付、厚生労働省通知)。新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き、状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

※タブレット端末の持ち帰り、タブレット端末を活用したオンライン授業の実施を想定して、各ご家庭で、通信環境を整えていただきますようお願いいたします。なお、就学援助を受給されるご家庭に対しては、通信環境にかかる経費の支援をします。

【 発熱等の風邪症状がある場合 】

- ・PCR検査等を受検するような場合を除き、児童生徒本人に、発熱等の風邪症状がある場合は、その症状がなくなるまでご自宅での療養をお願いします。
- ・PCR検査等を受検するような場合を除き、同居するご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その症状がなくなるまで児童生徒の登校を控え、オンライン授業を受けていただくようお願いいたします。

【 児童生徒及び教職員に陽性等が確認された「学校」の対応 】

- ・児童生徒または教職員に陽性者が確認された場合は、学校が教育委員会と協議のうえ、濃厚接触者の候補を特定し、該当児童生徒を出席停止とし、速やかに下校させます。また、保健所と情報共有します。
- ・濃厚接触者の候補として特定した児童生徒は出席停止としますが、学校は休業いたしません。ただし、陽性者が多数になる等、聴き取りに時間を要する場合などは臨時休業とすることがあります。

【 学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業の基準について 】

- 陽性者及び濃厚接触者が学級に複数(15%以上)確認された場合は、3日間の学級閉鎖とします。
※陽性者及び濃厚接触者数の算定は、2日前までの期間、学校に一度も登校していない児童生徒を除きます。
 - 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖とします。
 - 複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業とします。
- ※ 別紙「【箕面市】児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の臨時休業方針」をご参照ください。

【 学級閉鎖・学年閉鎖中の教育活動等 】

- 学級閉鎖・学年閉鎖が確定した時点で、
 - ・閉鎖対象となる当該児童生徒の部活動等全ての教育活動を行いません。
 - ・閉鎖対象となる当該児童は学童保育室を利用できません。

- 児童生徒への対応については次のとおりとします。
 - ・閉鎖対象となる児童生徒の外出は控えてください。
 - ・学級・学年閉鎖初日はオンラインホームルーム、学級・学年閉鎖2日目以降はオンライン授業を行います。
 - ・翌日以降の連絡は、17時までにはライデンメール等を活用して児童生徒及び保護者の方にします。

【 臨時休業中の教育活動等 】

- 臨時休業が確定した時点で、
 - ・臨時休校中は、部活動を含め全ての教育活動を行いません。
 - ・学童保育につきましても、原則1日を臨時休室とします。
- 児童生徒等及び教職員への対応については次のとおりとする。
 - ・児童生徒の外出は、できる限り控えるようご協力をお願いします。
 - ・臨時休業初日はオンラインホームルーム、臨時休業2日目以降はオンライン授業を行います。
 - ・翌日以降の連絡は、17時までにはライデンメール等を活用して児童生徒及び保護者の方にします。

例、学級閉鎖・学年閉鎖が3日以上になる場合

学級・学年閉鎖1日目	学級・学年閉鎖2日目	学級・学年閉鎖3日目以降
○オンラインホームルームの実施	【当該学級・学年】 ○オンライン授業の実施 【当該学級・学年以外】 ○通常授業の実施	【当該学級・学年】 ○オンライン授業の実施 ○通常授業再開の準備 【当該学級・学年以外】 ○通常授業の実施

【 学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業後の継続について 】

- ・3日間の閉鎖・休業期間が終了しても、陽性者及び濃厚接触者、その他事由の欠席者が複数いる場合、学校は学校医、教育委員会に相談の上、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業を継続することがあります。

【 新型コロナウイルス感染者に対する差別や偏見について 】

- 新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校においても、感染症対策をしっかりと講じつつ、新型コロナウイルス陽性者に係る差別や偏見を持たないような教育を行っていますが、各ご家庭におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。